

兵庫県公報

令和4年10月11日 火曜日 第353号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区の設立認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 保安林の指定予定（治山課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	7
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路企画課）	7
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（建築指導課）	7
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 居住支援法人の指定（住宅政策課）	8
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	8
公 告	
○ 令和4年度若人の賞受賞者（男女青少年課）	8
○ 兵庫県労働委員会の労働者委員候補者の推薦を求める公告（労政福祉課）	9
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	9
正 誤	
○ 令和4年5月13日付け兵庫県公報第310号中	10

告 示

兵庫県告示第1156号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定により、次の土地改良区の設立認可申請については、令和4年9月27日に適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して申し出ることができる。

令和4年10月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
入野土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	入野2期地区	令和4年10月11日から 同 月31日まで	淡路市役所



兵庫県告示第1157号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和4年9月27日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和4年10月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地中間管理機構関連農地整備事業	北淡路2期地区	令和4年10月11日から 同 月31日まで	淡路市役所



兵庫県告示第1158号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和4年10月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市竹野町椒字ヨセン谷257の2
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1159号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和4年10月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市竹野町椒字柿ヶ成239の2
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1160号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和4年10月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市竹野町椒字棕谷1062の1、1066の1、1066の3、1067の1、1067の5
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1161号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和4年10月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市竹野町椒字三石柵699の2、字床瀬谷790、791、797
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1162号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和4年10月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町村岡区山田字大切1271
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1163号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和4年10月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町村岡区山田字大切1194、字本谷奥1137、1138
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1164号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和4年10月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町境字出合71、73、73—1
- 2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1165号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和4年10月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡新温泉町三尾字深山495の1、495の2、字サワ谷496

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1166号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和4年10月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町小代区佐坊字青野638の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字青野638の1 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~  
**兵庫県告示第1167号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和4年10月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡香美町香住区小原字幸谷658
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~  
兵庫県告示第1168号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和4年10月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町香住区丹生地字タダ623、字中ノ谷715の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~  
**兵庫県告示第1169号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和4年10月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡香美町香住区丹生地字坂谷806の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1170号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和4年10月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定を解除する区域  
平成29年兵庫県告示第898号により指定した区域（三田市下内神字打場541番1及び字北山547番11の各一部）の一部
- 2 特定有害物質の名称  
ふっ素及びその化合物
- 3 汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去



**兵庫県告示第1171号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（令和4年近畿地方整備局告示第129号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年10月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業  
3.4.81号尼崎宝塚線
- 2 施行者の名称  
兵庫県
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第1172号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨阪神南県民センター長から報告があった。

令和4年10月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 被処分者  
商号又は名称 ネオ・コミュニティー株式会社

代表者氏名 馬場茂行  
 事務所所在地 西宮市門戸荘9番16号  
 免許番号 兵庫県知事(6)第203086号  
 免許年月日 令和3年9月26日

2 処分の内容  
 令和4年10月18日から同月24日までの7日間の業務停止

3 業務停止の範囲  
 宅地建物取引業に関する一切の業務



**兵庫県告示第1173号**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

令和4年10月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

| 名称                            | 住所                                  | 事務所の所在地                             | 指定年月日     |
|-------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-----------|
| 特定非営利活動法人<br>あんしんネットワーク<br>関西 | 神戸市長田区久保町5丁目1番1号アスタくにづ<br>か3番館215-2 | 神戸市長田区久保町5丁目1番1号アスタくにづ<br>か3番館215-2 | 令和4年9月29日 |



**兵庫県告示第1174号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和4年10月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 指定番号              | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位置                 | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|--------------------|--------------|--------------|
| 第R03中播位置<br>0006号 | 4.9.26           | 宍粟市山崎町門前字久保筋40番の一部 | 6.00         | 54.83        |

**公 告**

**令和4年度若人の賞受賞者**

若人の賞表彰要綱(昭和60年10月8日制定)第4条の規定により、令和4年9月24日に次の者を表彰した。

令和4年10月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 氏名 岡崎正悟  
 (2) 住所 芦屋市  
 (3) 功績内容  
 日本ボーイスカウト兵庫連盟の若手リーダーとして若者の意見を発信しスカウト活動の活性化に取り組むなど青少年活動の振興に尽くした。
- 2 (1) 氏名 岡部祐希  
 (2) 住所 播磨町  
 (3) 功績内容  
 民謡歌手として多彩な公演や地域でのボランティア活動に取り組み音楽の普及発展に努めるとともにふるさとの魅力発信に貢献するなど文化の振興に尽くした。

- 3 (1) 氏名 阪本 嵩仁
- (2) 住所 尼崎市
- (3) 功績内容  
太鼓・横笛の演奏家として多彩な公演活動で人々を魅了するとともに子どもたちへの演奏指導を通じて音楽の普及発展に努めるなど文化の振興に尽くした。
- 4 (1) 氏名 茶谷 まりん
- (2) 住所 姫路市
- (3) 功績内容  
学生災害ボランティア・ネットワークの学生スタッフ代表として被災者に寄り添った支援活動に取り組みとともに「災害すごろく」を通じて災害の経験と教訓の継承に努めるなど福祉の向上に尽くした。
- 5 (1) 氏名 南光 開斗
- (2) 住所 宍粟市
- (3) 功績内容  
県立千種高等学校生徒会長として学校周辺の豊かな自然を活かした野外映画祭を企画運営し地域の活性化に取り組むなど青少年活動の振興に尽くした。



**兵庫県労働委員会の労働者委員候補者の推薦を求める公告**

兵庫県労働委員会の委員に1名の欠員が生じたので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、補欠委員を任命するため、次により労働者委員の候補者の推薦を求める。

令和4年10月11日

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 1 推薦資格を有する者  
兵庫県の区域内のみに組織を有し、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の兵庫県労働委員会の証明を得た労働組合
- 2 被推薦者  
禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。  
なお、一般職の国家公務員又は地方公務員である場合には、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第104条又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定による許可が必要である。
- 3 推薦期間  
令和4年10月14日（金）から同年11月28日（月）まで
- 4 推薦に必要な提出書類
  - (1) 兵庫県産業労働部労政福祉課及び各県民局・県民センター労政担当課備付けの推薦書及び候補者経歴書
  - (2) 推薦に係る労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の当該候補者の推薦に係る兵庫県労働委員会の資格審査証明書（資格審査に当たっては、相当の期間を要する場合がある。）
- 5 推薦書類の提出先  
兵庫県産業労働部労政福祉課又は各県民局・県民センター労政担当課



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年10月11日

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
小野市池尻町字間谷630番18  
同 市榊町字際谷1482番94
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
広島県福山市曙町一丁目13番15号  
株式会社エフピコ 代表取締役 佐藤 守正
- 3 許可年月日及び許可番号

令和4年9月20日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-27-3号（2小野）

正 誤

○令和4年5月13日付け（兵庫県公報第310号）

兵庫県告示第581号中

| (ページ) | (行) | (誤)   | (正)   |
|-------|-----|-------|-------|
| 4     | 32  | 小西由起夫 | 小西由紀夫 |